

「ヘイトスピーチ」 (法規制) -情報-

民主「ヘイトスピーチ」に規制を

自民は慎重姿勢も (2015/08/06)

在日韓国・朝鮮人など特定の人種に対する憎悪をあおる、いわゆる「ヘイトスピーチ」を規制する法案の実質的な審議が参議院で始まりました。(政治部・河村勇紀記者報告)

法案を提出した民主党の小川元法務大臣は、規制の必要性を訴えました。民主党・小川元法務大臣:「人種的な差別行為は許されないということを法的にも明らかにする必要がある」

法案は、人種や民族を理由にした差別的言動を禁止して、国や自治体に差別の実態調査や防止策を求める内容です。ただ、罰則はありません。これに対して、自民党は「言論を萎縮させる危険性がある。政治的な主張までも抑制してしまう」として法規制には慎重です。ある野党議員は「自民党は、ヘイトスピーチよりも国会周辺のデモの方が問題だと思っているのが本音だ」と話しています。ただ、差別禁止の法案を表だって「反対だ」とは言いづらいため、自民党は法案を採決には持ち込ませたくない考えです。(http://news.tv-asahi.co.jp/news_politics/articles/000056211.html)

法務大臣の姿勢は？ 法務大臣閣議後記者会見の概要8月4日 と変わらず。

法務省としては、外国人等に対する偏見や差別の解消に取り組んでいくということが大変重要な施策であると考えており、現行法の適正な運用と効果的な啓発等にこれまでも積極的に努めてきたところですが、ヘイトスピーチを規制する法律の必要性については、御指摘の法案が審議入りすることもあり、国会における議論を踏まえながら考えてまいりたいと考えています。



質問する仁比聡平議員
8月6日、参院法務委

法規定の明確化重要

ヘイトスピーチ 規制で仁比議員

参院法務委

仁比聡平議員は6日の参院法務委員会で、ヘイトスピーチ(差別扇動行為)を規制するとしている「人種差別撤廃法案」(民主、社民など提出)について質問しました。

仁氏は、全国各地で深刻なヘイトスピーチが行われる一方、それに反対するカウンタースピーチもあふれている。自由の制限、とりわけ個人の尊厳の基礎にあるアイデンティティを否定して、社会から排除・排斥しようとするところにある」と述べました。

「ヘイトスピーチの何が許されないのかを法的に明確にすることが重要だ」との仁比氏の質問に、提案者の小川敏夫議員(民主党)は、法案は「特定の人種や民族を」排除する「という意思がなくて、もう少し幅広く(行為を)禁止できるように規定の仕方になっている」と答弁。一方、恣意(しい)的な解釈や乱用なくするためには法的なしほりが必要ではとの質問には、「まことにその通りである」と答弁しました。

「ヘイトスピーチ」対策 本格審議入り

成立？政府・与党及び腰

現行法では対処できない不特定多数へのヘイトスピーチ(差別扇動表現)を禁じる「人種差別撤廃施策推進法案」が六日、参院で本格審議入りした。関係者は「歴史的な一歩」と強調するものの、政府・与党は慎重な姿勢を崩しておらず、今国会成立の見通しは立っていない。(白名正和)

人種差別撤廃施策推進法案の骨子

- 基本原則**
特定の人に対し、人種や皮膚の色、民族などを理由に不当な差別的取り扱いや言動をしてはならない
人種など共通の属性を有する不特定の人に対し、不当な差別的取り扱いを助長、誘発する目的で、公然と差別的言動をしてはならない
- 国と地方公共団体の責務、施策など**
国と地方公共団体は基本原則にのっとり、差別の防止に関する施策を策定し、実施する責務を負う
政府は、差別の防止に関する施策を推進するため、基本方針を定めなければならない
国は差別の実態調査を行う
内閣府に「人種等差別防止政策審議会」を設置し、審議会は必要に応じて首相などに意見、勧告する

六日の参院法務委員会。「ヘイトスピーチは社会問題化している。人種差別的な行為は許されないということをも、法律をもって明らかにする必要がある」。提案者の小川敏夫元法相(民主)が訴えた。

委員会後、同じく提案者の有田芳生参院議員(民主)は「日本が人種差別撤廃条約に加わって二十二年、ようやく法案の審議が始まった」と力を込めた。法案は、特定、不特定を問わず、人種や皮膚の色、民族などを理由とする差別的な取り扱いや言動を禁じる。罰則規定は設けませんが、国や地方自治体に差別防止の責務を負わせる。

民主、社民両党などが五月に参院へ提出し、今月四日に法務委で趣旨説明があった。六日の委員会では与野党七人が質疑に立った。野党の議員立法が審議入りするのは珍しい。「司法取引」の新設や取り調べの録音・録画(可視化)の義務化を柱とする刑事訴訟法改正案が、先に審議入りした法案の可否判断を優先する慣習がある。民主党の榊原賢津也参院国対委員長は五日の記者会見で、差別撤廃法案について「これを処理しない限り、刑事法改正案の審議には入れない」と早期採決を要求した。成立への道は険しい。委員会の質疑では、与野党とも「ヘイトスピーチは許さない」との点で一致したものの、法整備については「表現の自由」との兼ね合いから懸念が示された。

政府も及び腰だ。上川陽子法相は答弁で「(ヘイトスピーチ対策は)現行法を適切に適用する」と従来の政府見解を繰り返した。

ヘイトスピーチ問題に詳しい師岡康子弁護士は「オイドラインをつくり、ヘイトスピーチの諸類型や裁判例を示すことで、表現の自由を脅かすような拡大解釈は防げるはずだ」と説く。

ヘイトスピーチは全国各地で散発的に続いている。警察庁の答弁では二〇一三、一四両年はそれぞれ約百十件のヘイトスピーチデモが確認された。今年七月末時点で約三十件にとどまっているが、ゲリラ的に活動している例もある。

ヘイトスピーチに直面する地方自治体はいら立ちを募らせている。五日時点で百九十の地方議会が、ヘイトスピーチ対策を求める意見書を可決。東京都議会は、二〇一〇年の東京五輪を引合いに「オリンピック憲章は差別を禁じており、この理念を開催都市東京においても実現しなければならぬ」と迫った。

やはりヘイトスピーチ対策は急務だ。委員会を傍聴した在日コリアンの女性(名)は法案の早期成立を促した。「ヘイトスピーチに触れるたびに、私たちは恐怖を感じている。人種差別撤廃の法律は絶対に必要だ。罰則がない理念法なのに、国会を通らないとしたら、日本は何をやっているのかと国際的に見られる」

全国で被害 在日コリアンら「絶対に必要」



参院法務委で答弁する民主の小川敏夫氏。手前は上川陽子法相。6日午後、国会で

「日本の道徳」